

## 競争参加者の資格に関する公示

真駒内（6）隊庁舎等新設建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和7年1月24日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 福島 邦彦

（公印省略）

1 工事名 真駒内（6）隊庁舎等新設建築その他工事

2 工事場所 北海道札幌市

3 工事概要

### 【真駒内駐屯地】

#### ①隊庁舎新設

建築工事、設備工事（付帯機械設備工事、電気設備工事及び通信設備工事）

構造：鉄筋コンクリート造 5階建

規模：延べ面積 約 5,700 m<sup>2</sup>

#### 土木工事

隊庁舎新設に伴う付帯土木工事

（次の工事は、後工事とする。）

建築工事のうち、躯体工事の一部（屋上階部分）及び内外装工事等の一部。

機械設備工事のうち、暖房設備の一部、空気調和設備の一部、

給水設備の一部、排水通気設備の一部、給湯設備の一部及び消火設備の一部。

電気設備工事のうち、電灯設備の一部、動力設備の一部、雷保護設備の一部、受変電設備の一部、火災報知設備の一部及び構内配電線路の一部。

通信設備工事のうち、構内情報通信網設備の一部、構内交換設備の一部、

情報表示設備の一部、拡声設備の一部、誘導支援設備の一部、

テレビ共同受信設備の一部、無線設備の一部、

防犯・入退室管理設備の一部及び構内通信線路の一部。）

#### ②自転車置場新設

#### 建築工事

構造：鉄骨造 平屋建

規模：延べ面積 約 50 m<sup>2</sup>

※ 本工事は、建設工事標準図等活用発注指針に基づき、標準図等活用発注方式（B-3方式）による工事であり、建設工事の発注に必要な施設の概要を記述した図

面を活用し、類似工事等の実績数量、又は簡略計算により算出した概略数量が特記仕様書等に明示されたもので、契約後別途発注の設計業務の成果品を基に受注者と協議を行い、設計変更後に工事を行うものである。

#### 4 工期 契約日の翌日から令和9年3月31日まで

※技術者の専任期間は令和7年4月から令和8年11月30日まで  
(着手時期：令和7年4月)

#### 5 競争参加資格審査申請書の交付

(1) 交付期間 公示日から開札の日の前日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までの間を除く。）ただし、最終日は正午までとする。

##### (2) 交付場所

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎  
北海道防衛局総務部契約課  
TEL 011-272-7513  
FAX 011-280-0351  
Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

#### 6 申請書の提出期限等

(1) 提出期間 公示日から令和7年2月6日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。最終日は正午まで。

なお、申請書は、令和7年2月6日以降も当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）隨時、受け付けるが、当該工事に係る開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

(2) 提出場所 上記5(2)に同じ。

(3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和5・6年度資格審査申請の際に提出したもの（イ 共同企業体協定書の写し。

ウ 下記7(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和7年1月24日支出負担行為担当官北海道防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第3と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

## 7 特定建設工事共同企業体としての資格

### (1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす 2 社又は 3 社の組合せとする。

ア 防衛省における令和 5・6 年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ 特定建設工事共同企業体の代表者は防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記 3 の経営事項評価数値欄の点数）が、1,200 点以上であること。

また、代表者以外の構成員は防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る総合審査数値が 830 点以上「A 又は B ランク」であること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北海道防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の以下の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

建築設計：株式会社岩見田・設計

土木設計：株式会社岩見田・設計

設備設計：株式会社共伸設備設計事務所

### (2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 特定建設工事共同企業体の代表者は、平成 21 年 4 月 1 日から公示日までに完成・引渡しが完了した工事で、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

① 元請けとして、国、特殊法人等又は地方公共団体から受注した国内における工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で、延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>／棟以上の新設建築工事

② 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事などのうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で、延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>／棟以上の新設建築工事

また、代表者以外の構成員は、平成 21 年 4 月 1 日から公示日までに完成・引

渡しが完了した工事で、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

- ① 元請けとして受注した国内における工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で、延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>／棟以上の新設建築工事
- ② 総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で、延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>／棟以上の新設建築工事

工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

イ 建設業法の「建築一式工事」につき許可を有しての営業年数が 5 年以上であること。

ウ 「建築一式工事」に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの 10 分の 6 以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、「建築一式工事」に係る施工能力が大きいと認められる者とする。  
また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記 6 により申請することができる。

この場合、上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記 7 (1) ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記 7 (1) ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後 3 か月以内を経過するまでとする。

ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「真駒内（6）隊庁舎等新設建築その他工事〇〇〇建設・〇〇〇建設・〇〇〇建設 建設共同企業体」とする。
- (2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。